

## 船舶事故調査報告書

令和5年3月22日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和4年8月28日 14時15分ごろ
発生場所	広島県尾道市細島南東岸 重井港細島第2防波堤灯台から真方位060°750m付近 (概位 北緯34°21.8' 東経133°08.7')
事故の概要	遊漁船第五こだま丸は、北進中、陸岸に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和4年9月12日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	遊漁船 第五こだま丸、4.3トン HS3-35512（漁船登録番号）、個人所有 第273-2568号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船首部に破口、船底部に擦過傷及びプロペラ折損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東北東、風速 約3m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客6人を乗せ、帰港の目的で、細島とその南方に位置する尾道市小細島との中間点辺りで北東方に変針する予定で、小細島東岸沖を約20ノットの対地速度により北進した。</p> <p>船長は、小細島の北東岸沖を過ぎた辺りで、左舷方（細島と小細島との間の海域）に釣り船を認めたので、何を釣っているのか気になり、同船を見ながら航行した。</p> <p>本船は、船長がしばらくして船首方を振り返ったところ、細島の沿岸が目前に見えたので減速して右舵を取ったものの、間に合わず、細島南東岸に乗り揚げた。</p> <p>船長は、友人に救助を依頼し、来援した友人の船に釣り客を移乗させて出港地に送り届けた。</p> <p>本船は、他船からの通報を受けて来援した巡視艇の乗組員の指示に従い、友人の船で引き出され、修理を行う造船所まで同船にえい航されて修理された。</p> <p>船長は、よそ見をしていたので細島に接近していることに気付かなかったと、本事故後に思った。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.5m、船尾約1.5mであった。</p>
分析	本船は、小細島北東岸沖を北進中、船長が左舷方に認めた釣り船を見ながら航行したことから、変針点を過ぎて細島に接近していること

	<p>に気付かず、同島南東岸に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、釣り船で何を釣っているのか気になったことから、同船に意識を向けていたものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、本船が、小細島北東岸沖を北進中、船長が左舷方に認めた釣り船を見ながら航行したため、変針地点を過ぎて細島に接近していることに気付かず、同島南東岸に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・船長は、航行中、一定方向だけを見ながら航行することなく、周囲の見張りを適切に行うこと。</li> </ul>